

## 国立公園に関する公園計画および公園事業について

### 1. 国立公園とは

○国立公園に準ずる優れた自然の風景地（自然公園法第2条第3号）

なお、国立公園とは、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（自然公園法第2条第2号）

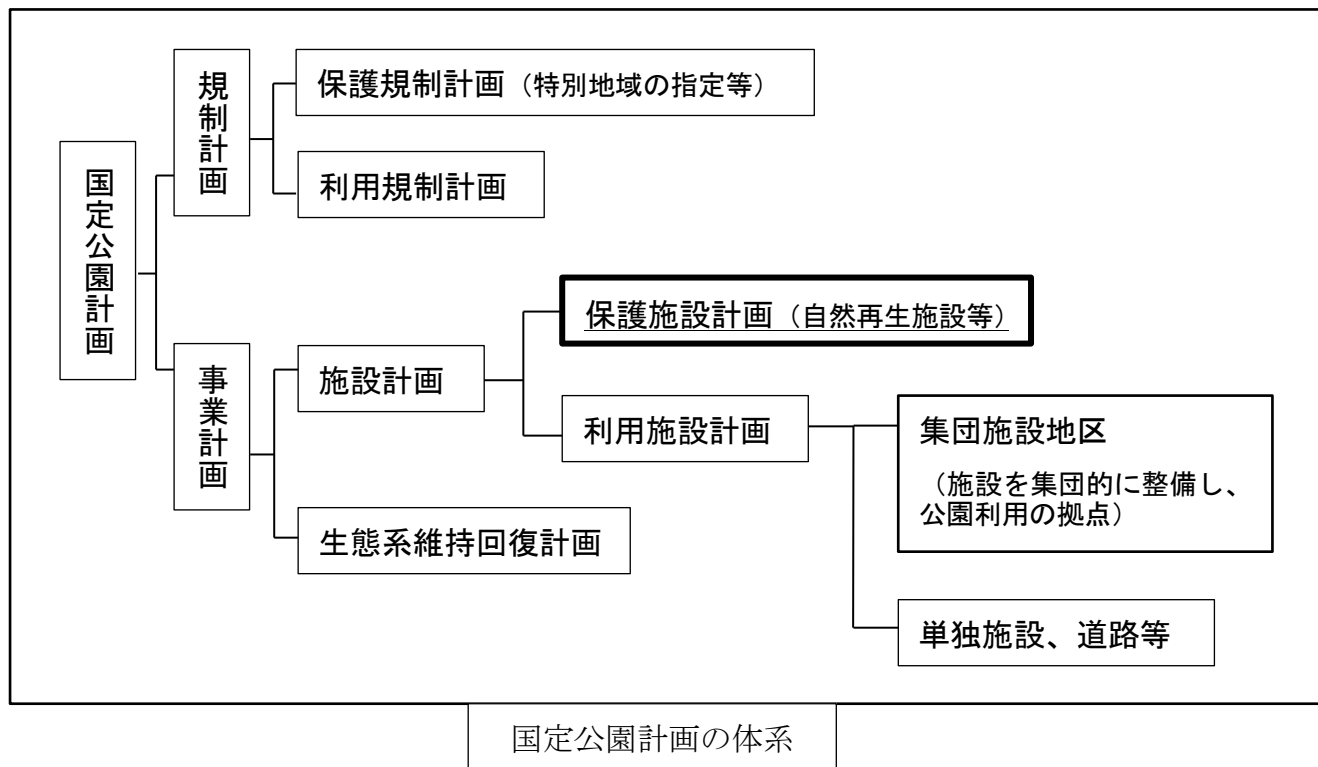
また、自然公園法とは、優れた自然の風景地の保護やその利用の増進を図り、国民の保健、休養および教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とし制定されている。（自然公園法第1条）

○国立公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。（自然公園法第5条第2項）

### 2. 国立公園計画とは

○指定の目的を達成するために定める国立公園の保護・利用規制・事業に関する計画

○国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。（自然公園法第7条第2項）



### 3. 国定公園事業とは

- 国定公園計画に基づいて執行する事業で、国定公園の保護および利用のための施設整備（広場、休憩所、宿舎、自然再生施設等）
- 国定公園に関する公園事業は、都道府県知事が決定する。（自然公園法第9条第2項）

### 4. 国定公園事業の執行とは

- 国定公園事業は、都道府県が執行する。（自然公園法第16条第1項）
- 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事に協議して、国定公園事業の一部を執行することができる。（自然公園法第16条第2項）
- 国及び公共団体以外の者は、都道府県知事の認可を受けて、国定公園事業の一部を執行することができる。（自然公園法第16条第3項）

### 5. 国定公園事業の執行までの流れ

公園計画決定	○保護施設計画等を国定公園計画に位置付ける手続 ○県の申出により、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴き決定 （自然公園法第7条第2項）
--------	---

【当該案件：自然再生施設として平成20年12月10日付け環境省告示第104号で計画変更済】



公園事業決定	○公園計画に基づき執行される事業の種類、位置、規模等を決定する手続 ○知事が県環境審議会の意見を聴き決定 （自然公園法第9条第2項）
--------	--

【当該案件：自然再生施設として平成21年3月13日付け滋賀県告示第146号で事業決定済】



公園事業執行	○事業決定に基づく事業を執行するための手続 ○県以外の者が事業を執行する場合は知事の認可等が必要 （自然公園法第16条各項）
--------	--

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）

（目的）

第一条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- 二 国立公園 我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。
- 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。
- 四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第七十二条の規定により指定するものをいう。
- 五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 六 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。

（指定）

第五条

2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

（公園計画の決定）

第七条

2 国定公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。

（公園事業の決定）

第九条

2 国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）は、都道府県知事が決定する。

4 都道府県知事は、国定公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

（国定公園事業の執行）

第十六条 国定公園事業は、都道府県が執行する。

2 都道府県以外の公共団体は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議して、国定公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、国定公園事業の一部を執行することができる。